

RISTEX CT Newsletter

第 12 号

発行日 2010 年 3 月 23 日

テロ対策資機材と武器輸出三原則 ～テロ対策資機材は本当に輸出できないのか～

森本 正崇 慶應大学グローバルセキュリティ研究所 客員研究員

目次

- [1 日本の輸出管理制度の概要](#)
- [2 テロ対策資機材と外為法上の「武器」との関係](#)
- [3 外為法上の「輸出」とは？](#)
- [4 武器輸出三原則](#)
- [5 外為法上の「武器」と武器輸出三原則上の「武器」との関係](#)
- [6 外為法上の「輸出」と武器輸出三原則上の「輸出」との関係](#)
- [7 武器輸出三原則の例外化](#)
- [8 テロ対策資機材の輸出と武器輸出三原則の関係](#)
- [9 テロ対策資機材が「武器」であることが問題ではないか](#)
- [10 おわりに](#)

はじめに

近年、日本国内では、安心・安全科学技術分野においてテロ対策資機材の研究開発が進められてきた。生物剤や化学剤などを検知する装置はテロ対策として有効であると考えられ、国際的にも注目されている。しかし、日本国内の企業担当者や研究者からは、「武器輸出三原則のためにこうしたテロ対策資機材を海外の企業や研究機関と共同研究することができないのではないか」とか、「武器輸出三原則のために、せっかくテロ対策機器を開発しても、海外に輸出することはできないのではないか」、という疑問を聞く機会も多い。

こうした疑問は二つの考え方に発展してゆくようだ。一つは、「だから輸出は最初から諦める」という考え方である。そしてもう一つは、「だから武器輸出三原則はおかしい」との考え方である。この両者は必ずしも互いに矛盾しないので両方の考え方を抱く人々もいる。

たしかに、日本の優れた技術を生かしたテロ対策資機材を輸出すれば、国際的なテロ対策の取り組みに役立てることが期待されよう。しかし、その一方で、もしこれらがテロリストや大量破壊兵器の開発懸念国などの手に渡れば、我々の対処能力が把握されてしまい、むしろテロ対策にはマイナスになりかねないとの懸念もある。したがって、このようなテロ対策資機材については厳格な管理が要求されることはいうまでもない。また、企業や研究機関内の知的財産や営業秘密としての管理も重要であろう。

本稿では、このような背景を踏まえて、テロ対策資機材の輸出可能性について、輸出管理（中でも武器輸出管理）に照らして整理する。本稿は、武器輸出三原則に関して必ずしも正確な理解が普及していないことを指摘する。

1 日本の輸出管理制度の概要

まず、「輸出管理」とは何か、説明する。輸出管理とは国際的な平和と安全の維持を妨げおそれがあると認められる場合に、貨物の輸出又は技術の提供に際して、輸出管理当局の許可を要求することをいう¹。より具体的には、武器や、武器に利用される材料等の入手を阻止することによって、武器の開発や保有を妨害しようとする政策である。例えば、ある資機材が輸出先で核兵器の開発に使われる疑いがある場合には、政府が輸出許可申請を許可しないことによって、当該資機材が外国の核兵器開発に使われることを未然に防止しようとするものである。こうした輸出管理の趣旨から、輸出管理の対象は武器そのものだけでなく、武器に利用可能なモノ（貨物）やノウハウ（技術）も規制対象とされている。

それでは、どのような貨物や技術を国際的な平和と安全の維持の観点から管理すべきなのか。この点については、輸出管理のための国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）で議論がなされ合意されてきた²。日本を含め、国際輸出管理レジームに参加している諸国は、これらのレジームで決定されたモノ（貨物）や技術の輸出管理を各国の国内法によって実施してきた。日本政府は、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づき輸出管理を実施している。

この外為法の第48条第1項では、輸出許可対象を「政令で定める」としている（「参考1」欄を参照）。これを受けて定められた「政令」が「輸出貿易管理令」である。この政令の第1条と別表第1では、武器や、武器に利用することができるモノ（民生品だが軍事転用可能なもの）を**輸出許可対象**として規定している（「参考2」欄を参照）。

具体的には、この別表第1の1の項では、「(1) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾」をは

¹ 外務省『日本の軍縮・不拡散外交〔第三版〕』（太陽美術出版部、2006）218頁。なお、輸出管理における「貨物」とは物品一般を指しており、資機材も含め完成品か部品かを問わない。およそ物として化体しているものは、ほとんど「貨物」に該当する。

² 輸出管理の国際的な意義や国際輸出管理レジームについては、田上博道・森本正崇「輸出管理論—国際安全保障に対応するリスク管理・コンプライアンス」（信山社、2008）21～28頁を参照。

じめ、**輸出許可対象**となる武器が列挙されている。続く2の項以下では、原子力関係、生物・化学兵器関係、ミサイル関係、通常兵器関係に用いることができる民生品が列挙されている。したがって、別表第1の1の項に当てはまるもの（以下、「該当する」という。）が、輸出許可の対象となる「武器」（外為法上の「武器」）である。2の項以下は、全て民生品だが軍事転用可能なものを規定している。³

参考1：外為法（抄）

第48条： 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

参考2：輸出貿易管理令（抄）

第1条： 外国為替及び外国貿易法第48条第1項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第1中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

別表第1：

- 1 (1) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾
- (2) ～ (12) (略)
- (13) 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品
- (以下略)
- 2～16 (略)

ここで強調しておきたいのは、輸出貿易管理令・別表第1に規定されている貨物は**輸出許可対象**であって、**輸出禁止対象ではない**ということである。1の項（武器）と2の項以下（軍事転用可能な民生品）は、同列に**許可の対象品目**として規定されている。

にもかかわらず、国会では、「輸出貿易管理令の別表には武器の部品が**禁止項目**の中に明確に記載されております」と指摘されたことがあるが、これは誤りである⁴。繰り返すが、こ

³ 外為法による輸出管理制度について詳しくは田上博道・森本正崇「輸出管理論」第2章を参照。

⁴ 第136回国会参議院外務委員会会議録第11号19頁（1996. 5. 16）（立木洋議員（共産党）の指摘）。

ここで記載されているのは、「禁止事項」ではなく「許可事項」である。

さらに、外為法の第25条では技術の提供を許可対象として定めている。そこで、貨物の輸出における輸出貿易管理令に相当する政令として、「外国為替令」の中で許可が必要な技術が規定されている。「外国為替令」も「輸出貿易管理令」と同様の構成となっており、「別表」が規定され、1の項には武器技術、2の項以下では民生技術だが軍事転用可能なものが列挙されている。

2 テロ対策資機材と外為法上の「武器」との関係

では果たして、テロ対策資機材は「武器」に該当するのか。このような疑問を持つ人もいるであろう。この点につきもう少し詳しく見てみよう。

まず、輸出貿易管理令・別表第1の(13)には、輸出許可対象として、「軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品」が規定されている。

日本国内では、軍用の細菌製剤や化学製剤、放射性製剤を「散布」する「装置」を研究開発している機関はないはずである。しかし、テロ対策を考えた場合、テロリストによって散布されたこれら製剤から「防護」したり、製剤を「浄化、探知若しくは識別」する装置の研究開発は重要であろう。むしろテロ対策という観点からすれば、安心・安全科学技術の研究開発として促進していくことが望ましいと言える。このような取り組みは、今後とも重要であろう。

実際、日本国内でも政府や企業、大学、研究機関がこのような研究開発に取り組んできた。例えば、文部科学省では「安心・安全科学技術プロジェクト」を公募してきた。その目的は、「国民生活の安全・安心の確保に関する重要課題を解決するための研究開発を通じて、国家安全保障、国民生活の安全確保へ貢献するとともに、安全・安心に資する科学技術推進のための拠点の整備、関連研究者等のネットワークの構築を図ること」とされる。この目的を達成するために、文科省の具体的な公募項目の一つとして、「リアルタイムでの化学剤・生物剤の検知システム構築のための検知技術の開発」があげられている。⁵

ここで注意しなければならないのは、同じ技術であっても、文部科学省の目で見れば「安心・安全科学技術」になるのに、外為法の目で見れば「武器（や武器技術）」になる可能性があるという点だ。外為法上の「武器（や武器技術）」に当たれば、その輸出（や海外への技術提供）に当たっては許可が必要となる。例えば、研究開発した装置が「軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤・・・の防護、浄化、探知若しくは識別のための装置」と解さ

⁵文部科学省「平成19年度『安全・安心科学技術プロジェクト』の課題公募について」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/03/07032909.htm参照。

れるものであれば、外為法上は「武器」として扱われることになる。

3 外為法上の「輸出」とは？

ところで、外為法上の「輸出」とは何を指すのだろうか。あまり広く認識されていないことだが、実は、外為法には「輸出」に関する定義規定がないものの、関税法で定義されている「輸出」と同義と考えられてきたのである。関税法は、第2条第2項において、「輸出」を「内国貨物を外国に向けて送り出すこと」と定義している。したがって、日本国内から国外に向けて「送り出す」行為が全て「輸出」に該当する。通常の商行為や貿易取引で商品を海外に送付し代金を受領する行為が「輸出」に該当することには異論がないと思うが、その他にも外為法上「輸出」に該当する行為は様々なものが考えられる⁶。例をあげると以下のような行為である。

- ・ *研究開発のための資機材等の海外への持ち出し*（必要な実験終了後に日本に持ち帰る場合も含む）：日本では実施できない実験を行うために海外に資機材を持ち出すことがある。その後多くの場合実験データと共に資機材も持ち帰るが、こうした持ち出しも「輸出」に当たる。実験終了後に持ち帰るかどうかは「輸出」の生起とは無関係である。
- ・ *サンプル品の送付や展示会への出品*：宣伝や紹介のためにサンプル品を送付することも「輸出」に当たる。持参するか郵送するかなどは問わない。展示会への出品も同様である。
- ・ *海外旅行や海外出張の際の手荷物*：海外旅行や海外出張の際に携行する手荷物も日本から国外に持ち出しているものであり「輸出」に当たる⁷。

これらの行為はいずれも日本から国外に向けて送り出す行為であることから「輸出」と考えられる。したがって、外為法上の「輸出」には、典型的な商行為や貿易取引以外にも、様々な局面で生起する「輸出」が含まれる。金銭のやり取りの有無や、完成品か部品かサンプルか、自ら携行するものか郵送するものか、他人に提供するのか、日本に持ち帰るのか…。これらは一切関係なく、あくまでも日本から国外に向けて送り出すものであるかどうかを基準となる。この点はよく誤解されているので、注意が必要である⁸。

このため、商談が成立して製品を「輸出」する場合はもちろんのこと、商談の途中や研究開発段階でも外為法上「輸出」に該当する行為を行う可能性があり、その場合には輸出許可を取得することが義務づけられる。

⁶ 拙稿「輸出管理入門（1）」『貿易実務ダイジェスト』2009.8（日本関税協会）、21頁。

⁷ 同上。

⁸ 同上。

いささか前置きが長くなったが、以上、武器輸出三原則を議論する前提についてまず整理してみた。ここまでやや詳しく説明してきたのには理由がある。というのも、「日本国内では輸出許可を取ることが大変だ」とする意見の中には、「武器輸出三原則のせいで」と誤解している節が多々、見受けられてきたからである。しかし、前述の通り、テロ対策技術の中に武器技術に該当するものがあり得ることや、展示会への出品や研究開発段階での海外持ち出しに許可が必要なことは武器輸出三原則によるものではなく、これらはもとより外為法上の制約である。さらに付言すれば、こうした条件は国際輸出管理レジームに参加している諸国間で同列の規制になっているものであり、特段日本だけが厳しいというものではない。欧米諸国にも同様の規制が存在する。

おそらく、武器輸出三原則の「制約」と言われているものの本質は、「許可申請をしても絶対に許可されない」との思い込みではないかと思われる。その考えの妥当性につき次節以降で検討していきたい。

4 武器輸出三原則

一般的に、「日本国内では、武器輸出三原則によって武器の輸出が禁止されている」と考えている人が多い。しかし、「では実際にどのような枠組みで輸出が禁止されているのか」と聞いてみると、意外と知られていないのが実情である。また、「武器輸出三原則」を「武器輸出**禁止**三原則」と誤って記憶している人も多い。

そもそも武器輸出三原則とは、1967年、佐藤総理が輸出貿易管理令の運用方針として表明したものである。ここでは、①共産圏諸国向けの場合、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている場合、③国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合、には武器の輸出を認めない（すなわち輸出許可をしない）とされている（「参考3」欄を参照）。

参考3：佐藤内閣総理大臣答弁（1967.4.21）⁹

輸出貿易管理令で特に制限をして、こういう場合は送ってはならぬという場合があります。それはいま申し上げましたように、戦争をしている国、あるいはまた共産国向けの場合、あるいは国連決議により武器等の輸出の禁止がされている国向けの場合、それとたゞいま国際紛争中の当事国またはそのおそれのある国向け、こういうのは輸出してはならない。

さらに、1976年に三木内閣が政府統一見解をまとめ、①武器輸出三原則対象地域については武器の輸出を認めない、②武器輸出三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外為法の精神に則り武器の輸出を**慎む**ものとする、③武器製造関連設備の輸出については武器に

⁹ 第55回国会衆議院決算委員会会議録第5号10頁（1967.4.21）。

準じて取り扱うものとする、とした（「参考4」欄を参照）。①は佐藤内閣の武器輸出三原則を繰り返したものであり特に意義はない。重要な意義をもつのは②であり、「武器の輸出を**慎む**」とした結果、原則として武器の輸出は許可をしないこととなった。

厳密には佐藤内閣の武器輸出三原則に三木内閣の政府統一見解を合わせて「武器輸出三原則**等**」と言うが、以下本稿では三木内閣政府統一見解も合わせて「武器輸出三原則」と呼ぶことにする。なぜなら、本統一見解後、「武器輸出三原則」として議論の俎上に上がる内容はほぼ全て三木内閣政府統一見解の②の部分だからである。

参考4：三木内閣政府統一見解¹⁰

- ① 武器輸出三原則対象地域については、武器の輸出を認めない
- ② 武器輸出三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外為法の精神に則り、武器の輸出を**慎む**ものとする
- ③ 武器製造関連設備の輸出については武器に準じて取り扱うものとする

以上をまとめると、日本において武器輸出に関する法規制は次のようになる。

- ・ まず外為法第48条第1項を受けて輸出貿易管理令第1条及び別表第1の1の項で輸出許可対象となる「武器」が列挙されており、これらに該当するものが許可対象となる。
- ・ 武器輸出三原則はこの武器輸出を許可すべきかどうかの判断基準であり、「武器の輸出を**慎む**」ことにより、原則として武器の輸出は許可をしない（ことによって実質的に輸出が禁止される）こととなった。（なお、武器技術の提供も外為法第25条以下で同様の枠組みで判断されるが本稿では割愛する。）

また、もう一つ重要な点がある。輸出貿易管理令・別表第1の2の項以下で規定されている軍事転用可能な民生品を「汎用品」と言うが、**汎用品は武器ではないため武器輸出三原則の適用対象とはならない**¹¹。これは一見当たり前のことのようにだが、実務上は極めて重要な意味を持つ。つまり**ある製品や資機材が「武器」なのか「汎用品」なのかでその後の取り扱いが異なる**（具体的には**武器輸出三原則が適用されるか否かが決まる**）ので、輸出者は可能な限り「汎用品」に分類したいと考える。そのため「武器」に当たるかどうかの分類に心血を注ぐこととなり、いかに牽強付会な理屈を作っても「汎用品」に分類したいというインセンティブが働く。

¹⁰第77回国会衆議院予算委員会会議録第18号17頁（1976.2.27）。

¹¹第96回国会会議録第4号69頁（1982.4.21）（鈴木善幸総理大臣の答弁）、第126回国会参議院予算委員会会議録第4号23頁（1993.3.11）（政府統一見解）。

5 外為法上の「武器」と武器輸出三原則上の「武器」との関係

ここで、もう一つ重要な点を指摘しておく。これまであまり議論されることがなかったと思われるが、実は、外為法上の「武器」と武器輸出三原則上の「武器」は異なっている。外為法上の「武器」とは先述のとおり輸出貿易管理令・別表第1の1の項に列挙されているものである。武器輸出三原則上の「武器」とは、その中でも「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」を言う（「参考5」欄を参照）。そのため外為法上の「武器」であったとしても武器輸出三原則上の「武器」でない場合がある。

参考5：武器輸出三原則上の「武器」

「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には輸出貿易管理令別表第1の1の項に掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である¹²。（三木内閣政府統一見解を一部修正）

つまり、輸出貿易管理令・別表第1の1項（外為法上の武器）に該当するもののうち、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されないとされるものは武器輸出三原則の対象とはならない。これは外為法上の「武器」であっても、武器輸出三原則上の「武器」ではない。

具体例をあげてみよう。例えば、「猟銃」がある。「猟銃」は輸出貿易管理令・別表第1の1の項（1）「鉄砲若しくはこれに用いる銃砲弾」に該当する。つまり、外為法上は「武器」である。しかし、猟銃は武器輸出三原則上の「武器」とは見なされていないため、武器輸出三原則は適用されない。つまり輸出を「慎重」対象とは考えられないため輸出許可申請も比較的許可されやすい、というわけである。

従来の輸出管理を巡る議論では、「武器」と言えば「軍隊が使うもの」という前提の議論が大半であった。このため、「外為法上の『武器』であっても、武器輸出三原則上の『武器』ではない」という輸出管理上の分類は、猟銃等のごく稀な場合にのみ適用されてきたものであった。

しかしながら、本稿が中心的議題としているテロ対策用資機材は、軍隊ではなく、警察や港湾施設、研究機関などで第一義的に使用されることが予想される資機材である。つまり、これらについても、「外為法上の『武器』であっても、武器輸出三原則上の『武器』ではない」というカテゴリーに分類できる可能性が考えられる。

例えば、炭素菌等の検知を目的にテロ対策用に開発された生物剤検知器について考えてみ

¹² 前掲注(10)。

よう。一見すると、これは、輸出貿易管理令・別表第1の1の項(13)「軍用の細菌製剤…の…探知…のための装置」に該当する可能性が高いと思われる。しかし、こうした検知器の場合、**警察や病院等による使用が想定されているとした場合、「軍隊が使用するもの」や「直接戦闘の用に供されるもの」に該当しない可能性は十分に考えられる**のである。もちろんこうした判断は、輸出許可申請に際して、政府が個別の開発意図やスペック等を慎重に審査した上で判断するので一概に言うことは困難である。しかし、少なくとも、当該資機材が「軍用の細菌製剤…の…探知…のための装置」に該当すれば、自動的に武器輸出三原則が適用されるということではない。武器輸出三原則の適用に当たっては、**武器輸出三原則上の「武器」に該当するかどうかの判断が必要**である。

6 外為法上の「輸出」と武器輸出三原則上の「輸出」との関係

以上見てきた通り、武器輸出三原則に該当する「武器」であっても、全ての場合において武器輸出三原則が適用されるわけではない。**たとえ武器輸出三原則に該当する「武器」に該当しても、武器輸出三原則が規定する「輸出」ではないと考えられる場合、武器輸出三原則を適用することなく許可申請は審査される**。具体的には次のように考えられる。

既述のように、外為法において「輸出」とは日本から国外に送り出すこととされており、持ち帰るものや自己使用目的のもの、サンプル品など用途や形態に関わりなく、日本から国外に持ち出す行為が全て「輸出」とされる。

他方、武器輸出三原則における「輸出」について定義はないものの、**輸出の目的あるいは態様等によって武器輸出三原則の趣旨を損なわないものがあると考えられている**。武器輸出三原則の趣旨から輸出を許可して差し支えないもの(武器輸出三原則の表現に従えば「**慎重**」**が必要ないと認められるもの**)は「**『慎重』の例外**」(又は**武器輸出三原則にいう「輸出」に当たらない**)として輸出が認められるのである。具体的な事例をあげよう。例えば、**湾岸戦争時に報道関係者や医療関係者が現地に「輸出」した(持参した)防毒マスクは、現地で万全の管理がされ、かつ帰国時に持ち帰ること等を前提として輸出が許可された**という経緯があった¹³。

それでは**武器輸出三原則の趣旨を損なわない「輸出」とは何を意味するのであろうか**。この点を考えるに当たっては、**武器輸出三原則の趣旨とは何か**という議論から始める必要がある。

先述の三木内閣政府統一見解では次のように趣旨を説明している。

「武器」の輸出については、平和国家としてのわが国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎

¹³ 第140回国会参議院予算委員会会議録第15号11頁(1997.3.25)(佐藤信二通商産業大臣の答弁)。

重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない¹⁴。

以上の趣旨を踏まえた上で「次の方針」として、先述の三木内閣政府統一見解が示され、武器の輸出は「慎む」という方針が示されている。このことから明らかなように、**武器輸出三原則の趣旨とは、武器輸出によって「国際紛争等を助長することを回避する」ことにある。**換言すれば、たとえ武器を輸出しても国際紛争等を助長することはないと判断される限り、**武器輸出三原則に言う武器輸出を「慎む」場合には該当しないことになる。**

なお、繰り返しになるが、**武器輸出三原則とは、外為法並びにその下位政令である輸出貿易管理令及び外国為替令の運用基準である。**したがって、**武器輸出三原則は、憲法解釈ではなく、あくまでも政策論により運用されるべき事項である**ことは付言しておく。

7 武器輸出三原則の例外化

最後に、**武器輸出三原則の「輸出」に当たる場合でも、武器輸出三原則に「よらない」（適用しない）とされるものがある。**これを**武器輸出三原則の例外化**という。具体的事例としては、1983年に対米武器技術供与が武器輸出三原則の例外化とされたのを嚆矢として、PKOや対人地雷除去活動、テロ特措法関連、イラク特措法関連、弾道ミサイル防衛に関する活動などが例外化の対象とされている。多くの活動は政府自身（自衛隊）が輸出者となっている活動であり、**自衛隊の海外派遣に必然的に伴う武器輸出**（自己防衛のために持参するもの）が対象となっている。

現実的には、一企業若しくは一研究機関単位で武器輸出三原則の例外化を求めるといことは考えにくい。これは、極めて政治的な案件であり、企業や研究機関がこの例外化を求めるといのはあまり現実的とは思えない。

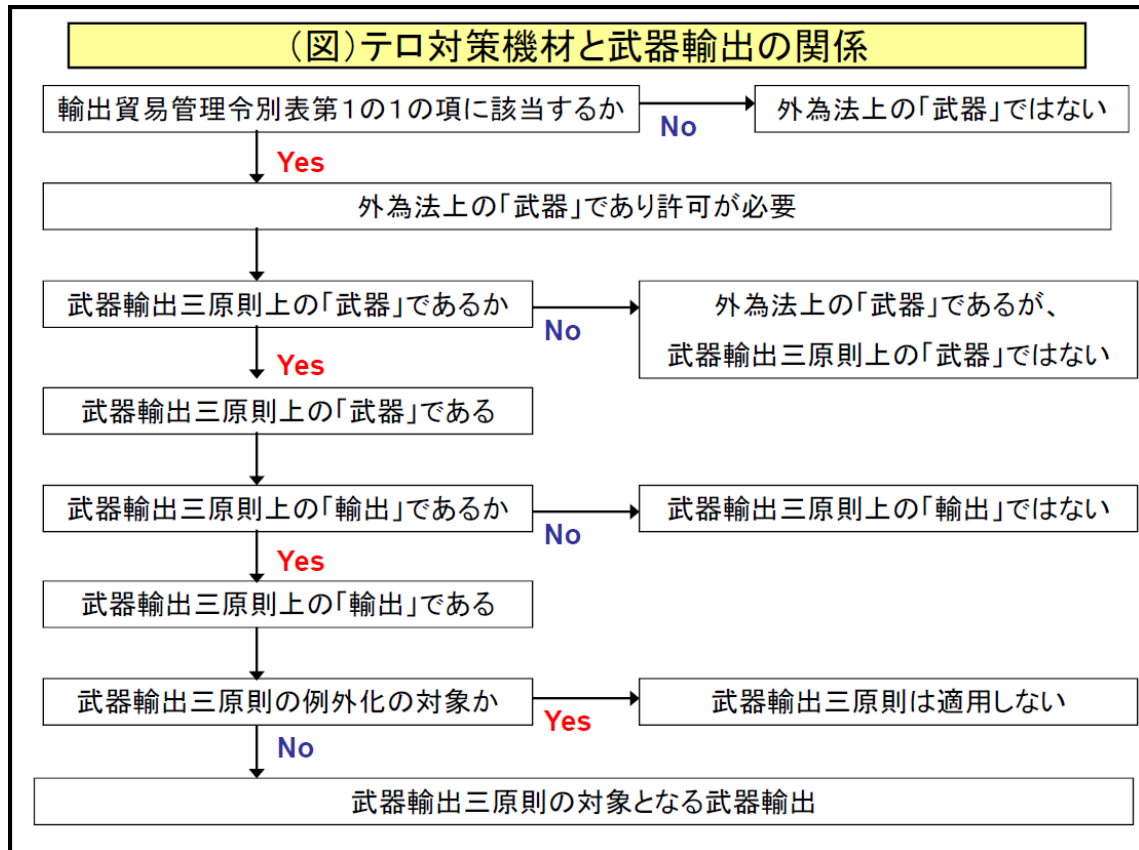
しかしながら、政府から予算を受けて実施する事業（例えば、防衛省や文部科学省からの委託事業）のうち、「国際協力」や「海外支援」が予算の理由付けになっているような場合には、輸出が認められない限り予算の適正な執行とは言えなくなってしまう場合も考えられる。その場合にも、受託者が輸出者となって輸出許可申請をするであろうが、その際、委託元である政府省庁も、当該予算の意義や輸出の必要性や妥当性につき必要な説明を輸出管理当局に対して行うべきであろう。そもそも、当初から輸出が想定されている委託事業であれば、予算要求の時点で外為法や武器輸出三原則との関係につき省庁間で調整しておくべきであると言える¹⁵。このような場合、委託元である政府機関が積極的に武器輸出三原則の例外化に向けて調整するということは十分に考えられる。

¹⁴ 前掲注（10）。

¹⁵ 海外での協力活動を前提とした予算で、輸出許可が下りないから海外で協力活動ができないのであれば、そもそもそうした予算を要求したこと自体が問われるからである。

8 テロ対策資機材の輸出と武器輸出三原則の関係

以上の議論を踏まえテロ対策資機材と武器輸出三原則の関係を整理すると下図のようになる。



まず、当該資機材が輸出貿易管理令・別表第1の1の項に該当するかどうかを判定する。もし該当しなければ、当該資機材は外為法上の「武器」ではない（したがって武器輸出三原則上の「武器」でもない）¹⁶。あるいは、これに該当すれば、外為法上の「武器」と考えられ（したがって輸出許可が必要になり）、次に武器輸出三原則上の「武器」であるかどうかの判定をする必要がある。

武器輸出三原則上の「武器」の定義は既述のとおりである。ここで、もし武器輸出三原則上の「武器」ではないと判定されれば、外為法上は「武器」として輸出許可が必要にはなる

¹⁶ もっとも1の項に該当しなくても2の項～16の項には該当することがあるのでこれらの項に該当して輸出許可が必要になることもあるが武器輸出三原則の適用はないので本稿では省略する。例えば3の項では「空気中の物質を検知する装置」が規定され、化学剤の検知装置等が該当する可能性があり、14の項には「爆発物を自動的に探知し、または識別するように設計した電子式の装置」が規定され、爆発物探知機等が該当する可能性がある。

ものの、武器輸出三原則は適用されない。

もし武器輸出三原則上の「武器」とであると判定された場合には、武器輸出三原則上の「輸出」に当たるかどうかを判定する。この場合、武器輸出三原則上の「武器」なので、武器輸出三原則の対象とはなるものの、もし武器輸出三原則上の「輸出」に当たらなければ、「慎む」場合には当たらないことになる。

最後に武器輸出三原則上の「輸出」に当たるとしても、武器輸出三原則の例外とされていれば武器輸出三原則は適用されない。

逆に、いずれにもあたらない場合（すなわち当該資機材等が①外為法上の「武器」に該当し、また②武器輸出三原則上の「武器」にも該当して、③武器輸出三原則上の「輸出」にも該当した上、さらに④武器輸出三原則の例外化には該当しない場合）であれば、武器輸出三原則が適用される。この場合は原則として輸出は「慎む」とされる。「慎む」理由は武器輸出三原則の趣旨を踏まえれば、「国際紛争等を助長する」と判断されるからである¹⁷。

9 テロ対策資機材が「武器」であることが問題ではないか

最後に、テロ対策資機材は「安心・安全科学技術」として取り扱われていることから明らかなように、「国際紛争等を助長」するはずがないという指摘も考えられる。したがって、「そもそもこれらが『武器』とされること自体が問題ではないのか」、と疑問を持つかもしれない。より一般的な議論としては、「防衛用の兵器は武器輸出三原則の対象から外すべきだ」とか、「役に立つものが『武器』なのはおかしい」といった議論がある。

ただ、ここで指摘しておきたいのは、特に軍事転用可能な民生品である「汎用品」の場合、用途によって「危険」でもあれば「役に立つ」こともあるという点だ。例えば、原子力関係の資機材の場合、原子力発電にも使えれば（「役に立つ」）、核兵器にも使える（「危険」）ものが輸出管理の対象とされている。したがって、輸出管理では、当該資機材等の海外での用途を確認し、懸念のある用途に使用・転用される危険性がないかを確認することが重要なポイントとなる。

実は同じことが「武器」にも指摘できる。「武器」の場合、当該資機材がそもそも既に武器であるため、その用途は「危険」である（武器輸出三原則上の「国際紛争等を助長する」おそれがある）側面が、「汎用品」と比べてはるかに強いであろうことは容易に想像できる。ただ、他方で、全ての武器の用途が「危険」であるとも言えない¹⁸。

¹⁷ 既述のとおり「国際紛争等を助長」しない武器輸出であれば「慎む」必要はない。

¹⁸ 詳細は省略するがもし全ての武器が「危険」とであると判断されれば、日本が保有したり輸入したりする武器も全て「危険」である（したがって保有すべきでない）と判断されるが、自衛権を認める立場からは首肯し難い。自衛権等ある一定の範囲内の武器の保有は各国に認められている。したがって、武器輸出であっても当該輸出が「危険」かどうかを判断するプロセスが必要なことは「汎用品」の輸出と変わらない

同様に、テロ対策資機材は確かに「役に立つ」ものであるが、「危険」な側面もある。例えば、テロリスト自身が危険物質探知資機材を入手すれば、自分たちが大量破壊兵器を使用する際に、自らの安全を確かめるため、またはテロ攻撃の成功・失敗の確認のために利用することが想像されうる。また、テロリストが政府側の探知能力を予め把握しておけば、探知機材を無力化するような方法を考え出すことも考えられよう。こうなると、これらの資機材は、テロをサポートする側面を持ちうる。したがって、「テロ対策資機材は役に立つのだから誰にでも提供してよいのだ」、とは言えないのである。換言すれば、「矛」だけを「武器」にして「盾」は「武器」ではないということにはならない。このことは、「矛盾」の故事が示すとおりである。したがって、テロ対策資機材に「武器」に該当するものがあり得るということ自体は理由があることである(国際輸出管理レジームでも同様の扱いとなっている)。

最も重要な点は武器輸出三原則適用の可否にかかわらず、輸出管理の根幹的な方針として、輸出した資機材の用途を確認し、それらがテロリストや懸念国家の手に渡ってしまう恐れがないかどうかを確認することが極めて重要と考えられている。輸出許可申請に当たっては必ず用途確認を求められるものと考えられるが、これは武器輸出三原則いかににかかわらず、そもそもこうした輸出管理の対象となる資機材は、「役に立つ」側面と「危険」になる側面の二面性を有しているからである。

10 おわりに

従来、武器輸出三原則を巡る議論の中では、もし輸出しようとする資機材が「武器」に該当すると、武器輸出三原則が適用されてしまうため、そうなるとうとその輸出のためには武器輸出三原則の例外化を迫る以外に手段はない、と考えられてきた。このため輸出者(民間企業や研究機関等)は、何が何でもこれらの資機材や技術が「武器」には該当しないというロジックで整理しがちであった。しかし、テロ対策資機材を「武器」ではないと整理して、輸出管理の対象から無理やり外してしまおうとすること自体、輸出管理政策上は不健全な姿である。

外為法上「武器」と整理されても、武器輸出三原則上の「武器」なのか、あるいは武器輸出三原則上の「輸出」に該当するのか。これらの点についてきちんと検討することこそが、輸出管理の目的(テロリストや懸念国家への流出防止)に照らして望ましいと言える。

特に、テロ対策資機材の場合、これらは軍隊の使用を前提に開発されたものでは必ずしもなく、武器輸出三原則上の「武器」には該当しない、と整理できる可能性も考えられる。もちろん、これらの輸出許可申請については、輸出管理当局が個別に開発意図やスペック等を慎重に審査した上で判断するので一概に言うことは困難である。しかし、例えば、生物剤探知資機材の場合、それが「軍用の細菌製剤…の…探知…のための装置」に該当するというだ

い。あくまでも「危険」と判断される蓋然性の違いである。

けで、自動的に武器輸出三原則が適用されるというものではない。

最終的には、経済産業省（安全保障貿易管理課）が判断するので、資機材や技術の輸出を検討するには、早めにかつ率直に相談に行くことを勧める。

企業担当者や研究者は、「どうせ輸出なんてできないのだから」などと、はじめからあきらめるべきでは決してない。既存の輸出管理体制を十分に理解しないままに不満を募らせるばかりでは、日本の国際競争力上もあまりにも不幸な状況というしかない。むしろ、今後、企業や大学、研究機関が積極的な海外展開や国際協力を進めてゆくためにも、積極的に輸出許可申請の相談を行い、輸出管理体制に関する理解を深めてゆくことが必須である。もし輸出許可が下りなかった場合には、なぜそうなったのか、より理解を深めることもできよう。

武器の輸出管理が汎用品よりも厳しいものになることは十分に理由のあることであるが、申請者からすると、許可申請はただでさえ面倒かつ気の重い作業であろう。その上、そこまでの挙句の果てに、輸出管理当局から「やはりこれは武器である」などと言われてしまうと、心理的に余計な負担を感じることもあろう。もし当該資機材が政府からの受託金等で研究開発されたものであったり、またはそれら資機材の輸出こそが当該受託金の正当な用途であると考えられる場合には、委託元の政府機関も一緒に許可申請をサポートするべきであろう。

従来、「テロ対策資機材を輸出できないのは、全て武器輸出三原則のせい」、などと議論されてきたきらいがある。しかしながら、もしある資機材が「輸出できない」場合には、その理由は本当に武器輸出三原則にあるのか、よくよく検証する必要がある。そもそも武器輸出三原則は外為法の運用基準でしかなく、その運用は外為法の枠内という制約がある。一般に考えられているほど、全般的な輸出規制力を有するものではない。

テロ対策資機材の輸出にあたり、武器輸出三原則が果たしてどのような影響を及ぼすのか。この点を適切に整理して検討する必要がある。そうすることで、武器輸出三原則の性格について理解をより深めておけば、今後の輸出を検討する際にもより適切な対応を発展させてゆけるのではないだろうか。

本稿がそのための一つの機会となることを切望する。

森本 正崇（慶応義塾大学グローバルセキュリティ研究所 客員研究員）

東京大学法学部卒、タフツ大学フレッチャースクール卒（修士）。防衛庁装備局管理課、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課などを経て、2008年より（財）安全保障貿易情報センター 輸出管理アドバイザー（兼職）、2009年より現職。

主な著書・論文に「輸出管理論」（共著）（信山社、2008）、「大量破壊兵器と通常兵器を対象とする輸出管理－輸出管理実務における比較検証－」（『国際安全保障』第36巻第4号、2009）等。

国内外における主要な会議・展示会

(注：弊センター主催以外の会議に関するお問い合わせ・お申し込みは、直接先方をお願いいたします。)

会議名：2010 Annual Biometrics and Forensic Summit

会期：2010年3月30日-4月1日

会場：Manchester Grand Hyatt (米カリフォルニア州サンディエゴ)

主催：米陸軍インテリジェンス・センター

概要：戦場におけるバイオメトリクス・フォレンジック技術に関する会議および展示会。

ウェブサイト：<https://www.ncsi.com/biometrics10/index.shtml>

会議名：11th Annual Science & Engineering Technology Conference / DoD Tech Exposition

会期：2010年4月13-15日

会場：Embassy Suite Hotel (米サウスカロライナ州チャールストン)

主催：National Defense Industrial Association(NDIA)

概要：NDIA主催の第11回年次総会。産官学間で国防技術情報の共有化を図る。陸軍、海軍、空軍、連合軍のセッションが設けられ、分野ごとに発表・議論が行われる。

ウェブサイト：<http://www.ndia.org/meetings/0720/Pages/default.aspx>

会議名：The 2010 Biosecurity Conference

会期：2010年5月5-6日

会場：McCormick Place (米イリノイ州シカゴ)

主催：Biotechnology Industry Organization

概要：バイオサイエンス、公衆衛生、気候変動、食料問題などバイオセキュリティに関する会議。元米国副大統領であるアル・ゴア氏による講演も予定されている。

ウェブサイト：<http://convention.bio.org/biosecurity/>

会議名：3rd Sample Prep '10 - Sample Preparation for Virus, Toxin & Pathogen Detection

会期：2010年5月6-7日

会場：TBA (米ワシントンDC)

主催：Knowledge Foundation

概要：ウイルス、毒物、病原体の最新鋭検出技術につき発表・展示が行われる。

ウェブサイト：http://www.knowledgefoundation.com/viewevents.php?event_id=215&act=evt

会議名：Cyber Defence

会期：2010年5月17-18日

会場：Swissotel（エストニア・タリン）

主催：SMi Group

概要：サイバーセキュリティに関する国際会議

ウェブサイト：<http://www.smi-online.co.uk/events/overview.asp?is=1&ref=3242>

会議名：**The 10th International Symposium on Protection against Chemical and Biological Warfare Agents**

会期：2010年6月8-11日

会場：Kistamässan（スウェーデン・ストックホルム郊外）

主催：スウェーデン外務省、防衛研究局、ほか

概要：生物化学兵器テロ対策の現状と課題、対策に資する研究開発などに関する大規模な国際シンポジウム。CB兵器対策技術展示会併設。

ウェブサイト：<http://www.cbwsymp.foi.se/>

会議名：**Biodetection Technologies 2010**

会期：2010年6月17-18日

会場：TBA（米ワシントンDC）

主催：Knowledge Foundation

概要：バイオディフェンス分野における最新の探知技術、R&Dなどに関して議論予定。

ウェブサイト：http://www.knowledgefoundation.com/viewevents.php?event_id=216&act=evt

RISTEX CT Newsletter 第12号

発行人：(独) 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター

古川勝久 野呂尚子 友次晋介 長谷川美沙

発行日：2010年3月23日

〒102-0084 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア5階

Tel: 03-5214-0134 Fax: 03-5214-0140

e-mail: ct-seminar@ristex.jst.go.jp

HP: <http://www.ristex.jp/index.html>

バックナンバー：<http://www.ristex.jp/aboutus/enterprize/trust/terrorism/newsletter.html>

※本ニューズレターから引用される場合には、引用元を明記の上、ご利用ください。